

## 全労金2016春季生活闘争ニュース・第10号

### 協会と、「最低賃金の引き上げ」に関する 中央労使協議（第2回）を開催しました！

#### ◎第66回中央労使協議会を開催しました。

全労金は、3月15日午後2時から、協会と第66回中央労使協議会を開催し、「最低賃金」の引き上げに関する労使協議を開催しました。出席者は、協会は加藤専務、吉田常務、望月人事部長、筒井次長、伊吹専任役、全労金は櫻井・新井副委員長、深見書記長、奥井書記次長です。

冒頭、全労金から、各単組が金庫に申し入れた「最低賃金の対応」について、第一次交渉期間（3月7～11日）における交渉状況を報告した上で、3月8日に開催した第65回中央労使協議会小委員会で、協会から基本認識が示されたことを踏まえ、協会の考え方を示すよう、求めました。

協会からは、「最賃が果たす役割については十分認識している」「2006年春季生活闘争以来の要求と考えれば、今回の引き上げ額である絶対額としての20円については、妥当な金額と認識している」「まずは、現状の実態を確認した上で、今後、最低賃金がどうあるべきか、将来につながっていくように、しっかり議論していきたい」等との考え方が示されました。

全労金からは、「協会の発言を踏まえ、前回の協議で示された基本認識とあわせて、全労金の要求に対して協議を進める考えが示されたと判断している」「引き続き、回答期限日に向けて協議を進めることとあわせて、その後の進め方についても協議をすすめたい」「中央協定や将来といった観点について、労働条件だけでなく、経営政策経営課題も、労金業態の観点で考えていかなければならない環境だと認識している。その一つとして、中央協定は、非常に重要なものであると考えており、最低賃金 930円がゴールとは思っておらず、労金業態の視点に立って、今後、どのような施策を進めていくのか、職員はどのように行動していくのか等をトータルで協議していく必要がある」等、考え方や進め方を補足した上で、協議は終了しました。

**次回は、3月22日（火）14時～、「最低賃金に関する3回目の協議」を開催します！**

以 上